

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

1 処分名

火葬場使用許可

2 所管部課等名

市民協働部市民課 電話 22-7447

小名浜支所市民課、勿来支所市民課、常磐支所市民課、内郷支所市民課、四倉支所市民課、遠野支所、小川支所、好間支所、三和支所、田人支所、川前支所、久之浜・大久支所、豊間市民サービスセンター、江名市民サービスセンター、泉市民サービスセンター、中央台市民サービスセンター、いわき駅前市民サービスセンター

3 根拠条例等

【根拠条例】

火葬場条例（昭和44年いわき市条例第68号）

（使用の許可）

第5条 火葬場を使用しようとする者は、市長に申請して許可を受けなければならない。

【関係法令等】

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

（定義）

第2条 この法律で「埋葬」とは、死体（妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。）を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 （以下略）

（二十四時間以内の埋葬・火葬の禁止）

第3条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りではない。

（墓地外の埋葬、火葬場以外の火葬の禁止）

第4条 （略）

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

（埋葬・火葬・改葬の許可）

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行なおうとする者は、厚生労働省の定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬又は火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、

死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行うものとする。

(許可証の交付)

第8条 市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

火葬場条例（昭和44年いわき市条例第68号）

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いわき市いわき清苑	いわき市平菅波字菅波入186番地の1
いわき市勿来火葬場	いわき市勿来町窪田御前崎163番地の45

(使用料)

第6条 前条の規定に基づく使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。ただし、死亡時に本市住民であつた者に係る火葬（いわき市勿来火葬場（以下「勿来火葬場」という。）における火葬に限る。）を行う場合については、この限りではない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 市長は、特別の理由があると認める場合には、使用料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、この限りではない。

別表第2（第6条関係）

1 いわき清苑使用料

(1) 火葬を行う場合

区分	単位	使用料	
		本市住民	本市住民でない者
大人（12歳以上）	1体	10,000円	50,000円
小人（12歳未満）	1体	6,000円	30,000円
死胎（妊娠4箇月以上）	1胎	4,000円	20,000円

備考

1 「本市住民」とは、死亡時に本市住民であつた者をいい、「本市住民でない者」とは、その他の者をいう（以下この別表において同じ。）。

2 溺死^{でき}体の火葬に係る使用料は、1割増しとする。

(2) 人体の一部、死胎（妊娠4箇月未満の死胎に限る。）及び胞衣の焼却を行う場合

区分	単位	使用料
人体の一部	小柩 ^{ひつぎ} 1個	10,290 円
死胎	1胎	3,080 円
胞衣	1件	3,080 円

備考 小柩^{ひつぎ}とは、長さ50センチメートル、幅30センチメートル、高さ25センチメートル以内のものをいう。

(3) 通夜等又は告別式等のため特別待合室を使用する場合

区分	単位	使用料	
		本市住民	本市住民でない者
特別待合室	1回	10,290 円	51,420 円

備考 「1回」とは、午前9時から午後1時まで又は午後3時30分から午後8時までの間における使用をいう。

2 勿来火葬所使用料

(1) 火葬を行う場合

区分	単位	使用料
大人（12歳以上）	1体	30,000 円
小人（12歳未満）	1体	18,000 円
死胎（妊娠4箇月以上）	1胎	12,000 円

備考 溺死^{でいき}体の火葬に係る使用料は、1割増しとする。

(2) 人体の一部、死胎（妊娠4箇月未満の死胎に限る。）及び胞衣の焼却を行う場合

区分	単位	使用料
人体の一部	小柩 ^{ひつぎ} 1個	10,290 円
死胎	1胎	3,080 円
胞衣	1件	3,080 円

火葬場条例施行規則（昭和57年いわき市規則第24号）

（使用の申請及び許可）

第2条 条例第5条の規定による火葬場の使用の許可の申請は、火葬にあつては火葬場使用（火葬）許可申請書（第1号様式）、焼却にあつては火葬場使用（焼却）許可申請書（第2号様式）、特別待合室の使用にあつては火葬場使用（特別待合室）許可申請書（第3号様式）による。

2 火葬場の使用の許可は、火葬場試用（火葬）許可証（第4号様式）、焼却にあつて

は火葬場使用（焼却）許可証（第5号様式）、特別待合室の使用にあつては火葬場使用（特別待合室）許可証（第6号様式）による。

（使用許可証等の提出）

第5条 火葬場の使用の許可を受けた者が火葬場を使用する場合は、火葬場使用（火葬）許可証、火葬場使用（焼却）許可証又は火葬場使用（特別待合室）許可証を火葬場の職員に提出しなければならない。

2 火葬場の使用料の減免を受けた者が火葬場を使用する場合は、火葬場使用料減免決定通知書を火葬場の職員に提出しなければならない。

4 審査基準

(1) 火葬場使用（火葬）許可の場合は、次のとおりとする。

ア 提出基準

(ア) 火葬場使用（火葬）許可申請書（第1号様式）を提出する。

(イ) 添付書類は、不要である。

(ウ) 提出期限については、使用しようとする日までとする。

イ 判断基準

(ア) 死亡者が、死亡又は死産後24時間が経過しているかどうか。ただし、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りではない。

(イ) 使用する火葬場はどこか。（火葬場の地区割りはしていないため、使用する火葬場を申請者が選択する。）

(ウ) 使用する火葬場がいわき清苑においては、火葬場条例別表2に定める使用料を納付するための、火葬場使用料納入通知書（第7号様式）を作成し、交付する。

使用料の納付はいわき清苑にておこなう。

(エ) 使用する火葬場が勿来火葬場において、死亡者が死亡時に本市住民かどうか。

本市以外の者の使用の場合は、火葬場条例別表第2に定める使用料を許可証交付窓口にて納付すること。

(オ) 死亡者を大人（12歳以上）・小人（12歳未満）・死胎（妊娠4箇月以上）へ区分すること。

(カ) 火葬場の使用時間については、火葬場条例第4条に定める時間内であるかどうか。

(2) 火葬場使用（焼却）許可の場合は、次のとおりとする。

ア 提出基準

(ア) 火葬場使用（焼却）許可申請書（第2号様式）を提出する。

(イ) 添付書類は、次のとおりとする。

a 医師の証明欄には、医療機関等が申請する場合に限り、「申請理由」を確認する旨の署名押印が必要となる。

b 申請者が医療機関等以外の者の場合は、診断書等を添付し、本人以外の申請あつて

は、本人の同意を証する書類を併せて添付することとする。

(ウ) 提出期限については、使用しようとする日までとする。

イ 判断基準

(ア) 焼却が人体の一部、死胎（妊娠4箇月未満）、胞衣を区分する。

(イ) 使用する火葬場はどこか。（火葬場の地区割りはしていないため、使用する火葬場を申請者が選択する。）

(ウ) 使用する火葬場がいわき清苑においては、火葬場条例別表2に定める使用料を納付するための、火葬場使用料納入通知書（第7号様式）を作成し、交付する。

使用料の納付はいわき清苑にておこなう。

(エ) 使用する火葬場が勿来火葬場において、死亡者が死亡時に本市住民かどうか。

本市以外の者の使用の場合は、火葬場条例別表第2に定める使用料を許可証交付窓口にて納付すること。

(オ) 火葬場の使用時間については、火葬場条例第4条に定める時間内であるかどうか。

(3) 火葬場使用（特別待合室）許可の場合は、次のとおりとする。

ア 提出基準

(ア) 火葬場使用（特別待合室）許可申請書（第3号様式）を提出する。

(イ) 添付書類は、不要である。

(ウ) 提出期限については、使用しようとする日までとする。

イ 判断基準

(ア) 使用目的が、通夜又は告別式であること。

(イ) 火葬場条例別表2に定める使用料を納付するための、火葬場使用料納入通知書（第7号様式）を作成し、交付する。使用料の納付はいわき清苑にておこなう。

(ウ) 使用時間については、午前9時から午後1時まで又は午後3時30分から午後8時までの間の時間であること。

(4) 行旅死亡人の場合は、次のとおりとする。

ア 提出基準

(ア) 申請書（第1号様式）提出は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定を準用し、保健福祉センター長からとする。

(イ) 添付書類は、死亡診断書又は死亡検案書、検視死亡報告書を添付する。

(ウ) 提出期限については、使用しようとする日までとする。

イ 判断基準

(ア) 使用目的が、通夜又は告別式であること。

(イ) 使用する火葬場はどこか。（火葬場の地区割りはしていないため、使用する火葬場を申請者が選択する。）

(ウ) 火葬場の使用時間については、火葬場条例第4条に定める時間内であるかどうか。

5 標準処理期間

申請書の到達後、審査基準に基づく審査を行いその場（即日）で、火葬場使用（火葬）許可証（第4号様式）又は火葬場使用（焼却）許可証（第5号様式）又は火葬場使用（特別待合室）許可証（第6号様式）を交付する。

6 作成年月日

- (1) 作成年月日 平成 9年 9月 30日
- (2) 施行年月日 平成 9年 10月 1日
- (3) 改正年月日 平成 20年 4月 1日
- (4) 改正年月日 平成 27年 6月 23日